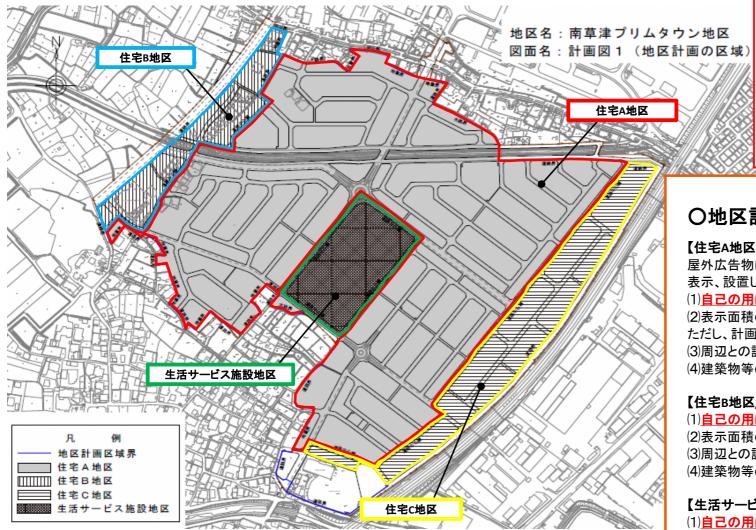
# 南草津プリムタウン地区地区計画区域



## 〇屋外広告物条例 基準

# ⇒自家用のみ掲出可 (電柱広告を除く)

都市計画道路大江霊仙寺線の道路境界より 30mの範囲→「モデル地区」の掲出基準

用途地域:第一種住居地域、第二種住居 地域、第一種中高層住居占用地域 →第3種許可地域の掲出基準

## 〇地区計画 基準

#### 【住宅A地区】

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は 表示、設置してはならない.

#### (1)自己の用に供するもの

(2)表示面積の合計が1㎡以下のもの ただし、計画図2に示す範囲については5㎡以下のもの (3)周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの (4)建築物等の高さの最高限度を超えないもの※1

#### 【住宅B地区/住宅C地区】

- (1)自己の用に供するもの
- (2)表示面積の合計が5㎡以下のもの
- (3)周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの
- (4)建築物等の高さの最高限度を超えないもの※2

#### 【生活サービス施設地区】

- (1)自己の用に供するもの
- (2)周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの (3)建築物等の高さの最高限度を超えないもの※3
- ※1 建築物の高さは、10m以下とする。 軒の高さは、7m以下とする。
- ※2 建築物の高さは、11m以下とする。
- ※3 建築物の高さは、10m以下とする。